事業実施において必要となる様式

＜参考様式１＞ （例：外注加工費にてテストピースを１００本作製した場合等）

補助対象物件受払簿（記載例）

品名：エポキシ樹脂

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 日 | 単位 | 入庫量 | 出庫量 | 在庫量 | 使用者 | 責任者 | 備考 |
| 26 | 8 | 30 | kg | 300 |  | 300 | 溶射　学 | ㊞ | A社より購入 |
| 26 | 9 | 5 | kg |  | 120 | 180 | 溶射　学 | ㊞ |  |
| 26 | 9 | 7 | kg |  | 80 | 100 | 溶射　学 | ㊞ |  |
| 26 | 9 | 14 | kg |  | 80 | 20 | 溶射　学 | ㊞ |  |
| 26 | 9 | 30 | kg | 300 |  | 320 | 溶射　学 | ㊞ | A社より購入 |
| 26 | 9 | 30 | kg |  | 100 | 220 | 溶射　学 | ㊞ |  |
| 26 | 9 | 30 | kg |  | 220 |  0 | 溶射　学 | ㊞ |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※　原材料費以外でも、試作品等の開発のために機械装置費で購入した部品や外注加工費として原材料の再加工（テストピース）も受払簿作成・管理の対象となります。

＜参考様式１＞

補助対象物件受払簿

品名：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 日 | 単位 | 入庫量 | 出庫量 | 在庫量 | 使用者 | 責任者 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

＜参考様式２＞

［技術導入費支出の場合］（対個人との契約の場合）　※記載例

指　導　契　約　書

|  |
| --- |
| 収　入印　紙 |

　株式会社旋盤工業（以下「甲」という）と技術士継承一郎（以下「乙」という）は、次のとおり指導契約を締結する。

第１条　指導内容

　乙は、甲が実施する、「イオン注入による表面処理に関する試作開発」に関して、甲の補助事業実施場所に出向き、次の３項目について指導を行うとともに、必要に応じて情報の提供、助言等を行うものとする。

　１．イオン注入装置の概念設計

　２．イオンの種別ごとに最適な前処理技術

　３．表面処理後の評価方法

第２条　指導期間

　指導期間は、　　　年　月　日から　　　年　月　日までの間とする。

第３条　指導時間数及び指導料

　指導時間数及び指導料は、次のとおりとし、毎月末日にその月の指導時間数に相当する指導料を、甲は乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

　１．延べ指導日数　　　　　　　　　２０日

　２．指導料　　　　　　　　　　金　４００，０００円

　３．１日あたりの指導料　　　　金　　２０，０００円

第４条　その他

　本契約書に定めのない事項については、相互信頼の原則に基づき、甲、乙協議の上決定するものとする。

　以上の契約を証するため本書２通を作成し、署名捺印のうえ甲、乙、各１通を保管するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　埼玉県さいたま市中央区新都心○－○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　旋盤工業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　切削　一　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　東京都千代田区大手町○－○－○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　継承　一郎　　㊞

※　大学等に別途契約書の雛形等が有り、そちらを使用しなければならない場合は、事前に栃木県地域事務局担当者へ相談してください。

＜参考様式４＞

【作業週報】参考様式

＜参考様式５＞

＜参考様式６＞　※外注加工費、委託費を支出する場合必要

　　年　　月　　日

○○○会社

代表者　○　○　○　○　殿

見積書提出のお願い

補助事業者名　　　　　　　　　　㊞

　中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金の委託事業（外注）について、下記の仕様に基づき見積書を提出してください。

記

１．題　名

　※中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新補助金に関する委託（外注する）題名を付し提出してください。

２．仕　様

別紙のとおり。

３．要　件

　 ※できるだけ条件を詳細に記載してください。

（１）

（２）

（３）

４．提出書類及び部数など、委託（外注）内容に応じて詳細に記載すること。

　　委託（外注）先事業見積書 １部　（貴社の概要書を添付）

５．提出締切日

　　　　　　年　　月　　日

６．提出先

以　上

＜参考様式７＞

　　年　　月　　日

栃木県地域事務局

代表者　齋藤　高藏 殿

 　　 　　　　　　　　　　　　申請者住所（郵便番号、本社所在地）

 氏 名（名称、代表者の役職及び氏名） 　　　　　　　㊞

平成２５年度中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新補助金

に係る業者選定理由書

 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新補助金の事業実施に当たり、下記のとおり業者を選定いたしました。

１．業務内容

（１）費　目

（例）外注加工費など

（２）内　容

（例）プラスチックの精密成型、めっき加工など

２．選定業者名

（例）Ｈ商会株式会社

３．選定理由

（例）当社では、○○新商品開発のため、○○の加工が必要となる。

当該企業（Ｈ商会株式会社）は○○加工に係る○○技術に非常に優れており、○○といった分野での実績もある。

当該企業（Ｈ商会株式会社）以外の事業者から調達する方法がないため決定した。

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

＜参考様式８＞

○○○○事業委託契約書

|  |
| --- |
| 収　入印　紙 |

　○○○会社代表取締役○○○○（以下｢甲｣という。）は、○○○株式会社代表取締役　○○○（以下｢乙｣という。）と○○○○事業について、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務実施計画書の提出）

第１条　乙は、別紙（１）の委託事業実施計画書に基づき　　　年　月　日から　　　年　月　日までの間に事業を遂行し、甲に報告するものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は、　　　　　円とし、経費内訳については別紙（２）のとおりとする。

（委託業務実施計画書の変更等による契約変更）

第３条　乙は、第１条に係る委託業務実施計画書に記載された内容の主要部分の変更をするときは、あらかじめ甲に様式第１により委託業務実施計画変更申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（委託業務の実施）

第４条　乙は、第１条により承認を受けた委託業務実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。

（委託業務完了の報告）

第５条　乙は、委託業務が完了したときは、完了の翌日から５日又は契約期間の末日（変更した場合を含む。）のいずれか早い日までに、様式第２により委託業務完了通知書及び納入物件（別添委託要領に記載）を甲に提出しなければならない。

（経費使用明細書の提出）

第６条　乙は、前条の委託業務の完了の翌日から５日以内に甲の指示する証拠書類の写を添付して、委託業務経費使用明細書（以下「経費使用明細書」という。）を甲に提出しなければならない。

２　経費使用明細書は、委託業務実施計画書に記載された経費の内訳に基づいて作成するものとする。

（検　査）

第７条　甲は、納入物件及び経費使用明細書を受理したときは、納入物件等の内容について速やかに検査を行い、納入物件の引き渡しを受けるものとする。

２　甲は、前項の検査を行うため、その他必要があるときは、乙の事業所等に立入検査を行うことができる。

（機密保持）

第８条　乙は、この契約の実施によって知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

（権利、義務の譲渡）

第９条　乙は、この契約によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

２　乙は、引き渡す前の物件に質権その他の担保物件を設定してはならない。

（著作権）

第１０条　乙が、この委託業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

（契約の変更）

第１１条　甲は、必要がある場合は、この契約内容を変更することができる。

２　前項の場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議し、これを定めるものとする。

（契約金額の確定）

第１２条　甲は、第７条の検査の結果、委託業務の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、経費明細書に基づいて委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。

２　前項の確定額は、委託業務に要する経費に係る適正な支出額と契約金額とのいずれか低い額とする。

（委託費の請求及び支払）

第１３条　乙は、委託費を請求するときは、甲が前条の規定により委託費の額を確定し、乙に対して通知した後、甲の指示する証拠書類等の写を添付した支払請求書をもって請求しなければならない。

２　甲は、前条の規定により支払請求書を受理した日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に乙に確定した委託費を支払うものとする。

３　甲は、乙の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を乙に返付することができるものとする。この場合、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

（概算払い）

第１４条　乙は、前条規定にかかわらず、必要がある場合には、その所要額を計算し、甲に対し概算払請求することができる。

２　甲は、前項による乙からの請求が適当であると認めたときは、速やかに支払を行うものとする。

（帳簿の記載等）

第１５条　乙は、委託業務に要した経費について、帳簿を備え支出額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の規定に伴って、その支出内容を証する書類を整理して保管しなければならない。

（再委託）

第１６条　乙は、この契約の全部を第三者に委託してはならない。

２　乙は、この契約締結後において、その一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

３　乙が、この契約の一部を第三者に委託した場合においても、それによる第三者の行為については、乙は甲に対し責任を負うものとする。

（支払遅延利息）

第１７条　甲が、第１３条第２項に定める約定期間内に委託費の支払をしないときは、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、支払する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利８．２５％の割合で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

（違約金）

第１８条　乙は、天災その他やむを得ない事由によらず、契約期間内に委託業務を履行しないときは、契約期間満了の日の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額に対して年利８．２５％の割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

（不完全履行）

第１９条　甲は、第７条により検査した納入物件及び経費使用明細書の内容が事実と著しく異なることを発見したときは、乙に対し乙の負担で修正させることができる。

２　前項の請求権の有効期限は、納入物提出後１年とする。

（甲の解除権）

第２０条　甲は、次の各号に一に該当するときは、契約を解除することができる。

（１）乙の責に帰すべき事由により、契約期間内又は期間後、相当の期間経過後、なお業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。

（２）前項に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。

（３）乙が、この契約に関して不正又は虚偽の申し立てをしたとき。

２　甲は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の解除権）

第２１条　乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、この契約の実施が不可能になったときは、契約を解除することができる。

（その他）

第２２条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職及び氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職及び氏名　　　　　　　　　　　　㊞

様式第１

　 年 　月 　日

○○○会社

代表者　○　○　○　○　殿

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

○○○○事業変更計画承認申請書

　上記の委託業務について実施計画を変更したいので、契約書第３条の規定により下記のとおり申請します。

記

１．受託年月日及び金額

２．業務の進捗状況

３．計画変更の内容（理由）

４．計画変更が業務に及ぼす影響

５．計画変更後の経費の配分（新旧対比のこと）

（注）中止又は廃止の場合は、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請してください。

様式第２

　年 　月　 日

○○○○会社

代表者　○　○　○　○　殿

　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

○○○○事業完了通知書

　上記の委託業務について契約書第５条の規定により下記のとおり通知します。

記

１．受託年月日及び金額

２．実施した委託業務の概要

３．委託業務に要した経費

＜参考様式９＞

　　年　　月　　日

 　 御中

 　　　　　　　　　 　　　貴氏名 ㊞

専門家（※又は技術指導者）就任承諾書

　中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る専門家（※又は技術指導者）として就任することを承諾します。

 自宅（又は勤務先）※旅費算出の起点となる方を記載

住所

 　　 TEL

 FAX

 勤務先名

 同役職名

 同所在地

 TEL

 FAX

個人情報保護方針

|  |
| --- |
| 　ご記入いただいたお名前、ご住所等の個人情報は、中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る謝金、旅費等の支払等一切の諸連絡等を行うために使用いたします。　なお、本地域事務局では、お預かりした個人情報を適切に管理してまいります。 |

※　技術指導者として委嘱する場合は、専門家就任承諾書を「技術指導者就任承諾書」としてご活用ください。

＜参考様式１０＞

専門家（※又は技術指導者）業務報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　専門家（※又は技術指導者）　氏名（　 　　　　 ）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施年月日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| 実施時間 | 　　　時　　分 ～　　時　　分 |
| 調査・指導対象先の概要（資料を添付のこと） （名称） （住所） （面談者） |
|  調査・指導事項と調査・指導の経過概要※　当日の資料を添付してください。　※　専門家謝金（※又は技術導入費）支出日ごとに作成してください。 |

※　技術指導者として委嘱する場合は、専門家業務報告書を「技術指導者業務報告書」としてご活用ください。

＜参考様式１１＞

【旅費領収書】参考例１　源泉徴収不要　　専門家（法人払いの場合）旅費

　　　　　　　　　　　　　 ※現金支払の場合

旅費領収書

 （鉄道利用の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  補助事業者の名称　○　○　○　○ | 領収者の所属団体等名称 | 役　職（又 は 職 業） | 氏　　　　　　　　名 |
|  ○ ○ ○ 大学 |  教　　　授 | 　全　国　一　郎　 殿 |
| 年月日 | 出発駅 | 到着駅 | 宿泊地 | 鉄　　　　道　　　　賃 | 船　　　賃 | 航空賃 | 車 賃 | 日　　　当 | 宿　泊　料 | 計 |
| 路　程 | 運　賃 | 特急料金 | 計 | 路程 | 運　賃 | 実費額 | 日 数 | 定 額 | 夜 数 | 定 額 |
| 26.7.3 | 新大阪 | 東　京 | 東　京 | 552.6ｋｍ |  8,750円 | 5,900円 | 14,650円 |  ｋｍ |  円 |  円 |  円 |  日 |  円 |  1日 | 17,000円 |  31,650円 |
| 26.7.4..17 | 東　京 | 新大阪 |  | 〃 |  8,750円 | 5,900円 | 14,650円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  14,650円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | ※特急料金 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  　繁忙期 | (＋200円) | 5,740円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  閑散期 | (－200円) | 5,340円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　計 | 17,500円 | 11,800円 | 29,300円 |  |  |  |  |  |  |  | 17,000円 |  46,300円 |
| 支　給　額 | 税　　額 | 差　引　額 |  上記の金額を領収しました。 　　 　　　　年　　月　　日 氏　名 　　 ㊞ | 備考 | ｛列　車｝ |
| 46,300円 | 0円 | 46,300円 |  |  | 往：通常期 繁忙期 閑散期復：通常期 繁忙期 閑散期 |
|  |  |
|  |  |
| ｛航空便｝ |
|  |  | 往：通常期 多客期 復：通常期 多客期  |
|  |
|  |
|  |

 　備考 本様式は、使途に従い不要の文字は抹消して使用してください。

＜参考様式１１＞

【旅費領収書】参考例２　源泉徴収不要　　専門家（法人払いの場合）旅費

　　　　　　　　　　　　 ※振込の場合、「旅費明細書」と記載すること。

旅費明細書

 （鉄道利用の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  補助事業者の名称　○　○　○　○ | 領収者の所属団体等名称 | 役　職（又 は 職 業） | 氏　　　　　　　　名 |
|  ○ ○ ○ 大学 |  教　　　授 | 　全　国　一　郎　 殿 |
| 年月日 | 出発駅 | 到着駅 | 宿泊地 | 鉄　　　　道　　　　賃 | 船　　　賃 | 航空賃 | 車 賃 | 日　　　当 | 宿　泊　料 | 計 |
| 路　程 | 運　賃 | 特急料金 | 計 | 路程 | 運　賃 | 実費額 | 日 数 | 定 額 | 夜 数 | 定 額 |
| 26.7.3 | 新大阪 | 東　京 | 東　京 | 552.6ｋｍ |  8,750円 | 5,900円 | 14,650円 |  ｋｍ |  円 |  円 |  円 |  日 |  円 |  1日 | 17,000円 |  31,650円 |
| 26.7.4 | 東　京 | 新大阪 |  | 〃 |  8,750円 | 5,900円 | 14,650円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  14,650円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | ※特急料金 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  　繁忙期 | (＋200円) | 5,740円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  閑散期 | (－200円) | 5,340円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　計 | 17,500円 | 11,800円 | 29,300円 |  |  |  |  |  |  |  | 17,000円 |  46,300円 |
| 支　給　額 | 税　　額 | 差　引　額 |  上記金額を指定口座にお振り込みします。 　　 　　　　年　　月　　日 補助事業者名　　　　　　　　　　㊞ | 備考 | ｛列　車｝ |
| 46,300円 | 0円 | 46,300円 |  |  | 往：通常期 繁忙期 閑散期復：通常期 繁忙期 閑散期 |
|  |  |
|  |  |
| ｛航空便｝ |
|  |  | 往：通常期 多客期 復：通常期 多客期  |
|  |
|  |
|  |

 　備考 本様式は、使途に従い不要の文字は抹消して使用してください。

＜参考様式１１＞

【旅費領収書】参考例３　源泉徴収必要　　専門家謝金を支出する場合の旅費

※現金支払の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　旅費領収書

 （鉄道利用の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  補助事業者の名称 　　○　○　○　○ | 領収者の所属団体等名称 | 役　職（又 は 職 業） | 氏　　　　　　　　名 |
|  ○ ○ ○ 大学 |  教　　　授 | 　全　国　一　郎　 殿 |
| 年月日 | 出発駅 | 到着駅 | 宿泊地 | 鉄　　　　道　　　　賃 | 船　　　賃 | 航空賃 | 車 賃 | 日　　　当 | 宿　泊　料 | 計 |
| 路　程 | 運　賃 | 特急料金 | 計 | 路　程 | 運　賃 | 実費額 | 日 数 | 定 額 | 夜 数 | 定 額 |
| 26.7.3 | 新大阪 | 東　京 | 東　京 | 552.6ｋｍ |  8,750円 | 5,900円 | 14,650円 |  ｋｍ |  円 |  円 |  円 |  日 |  円 |  1日 | 17,000円 |  31,650円 |
| 26.7.4 | 東　京 | 新大阪 |  | 〃 |  8,750円 | 5,900円 | 14,650円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  14,650円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | ※特急料金 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  　繁忙期 | (＋200円) | 5,740円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  閑散期 | (－200円) | 5,340円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　計 | 17,500円 | 11,800円 | 29,300円 |  |  |  |  |  |  |  | 17,000円 |  46,300円 |
| 支　給　額 | 税　　額 | 差　引　額 |  上記の金額を領収しました。 　　 　　　　年　　月　　日 氏　名 　 ㊞ | 備考 | ｛列　車｝ |
| (現金支給の場合)46,300円 | 4,727円(総額の10.21％を源泉) | 41,573円 |  |  | 往：通常期 繁忙期 閑散期復：通常期 繁忙期 閑散期 |
|  |
|  |
|  |
| ｛航空便｝ |
| (切符現物渡しの場合)17,000円※切符領収書添付 | 1,735円(宿泊料の10.21％を源泉) | 15,265円 |  |  | 往：通常期 多客期 復：通常期 多客期  |
|  |
|  |
|  |

（注１）本様式は、使途に従い不要の文字は抹消して使用してください。

（注２）個人払いについては、謝金支出対象者に旅費を支給する場合は、謝金と旅費の合計額に対して源泉徴収を行ってください。ただし、徴収義務の有無や税率については、所管の税務署に確認し、指示に従ってください。また、復興特別所得税の徴収にも留意してください。

＜参考様式１１＞

【旅費領収書】参考例４　専門家謝金を支出する場合の旅費

※現金支払の場合　　　　　　　　　　　　　旅費領収書

 （航空賃支給の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  補助事業者の名称 ○　○　○　○ | 領収者の所属団体等名称 | 役　職（又 は 職 業） | 氏　　　　　　　　名 |
|  ○ ○ ○ 大学 |  教　　　授 | 　全　国　一　郎　 殿 |
| 年月日 | 出発駅 | 到着駅 | 宿泊地 | 鉄　　　　道　　　　賃 | 船　　　賃 | 航空賃 | 車 賃 | 日　　　当 | 宿　泊　料 |  計 |
| 路　程 | 運　賃 | 特急料金 | 計 | 路　程 | 運　賃 | 実費額 | 日 数 | 定 額 | 夜 数 | 定 額 |
|  26.7.3 | 東　京 | 新千歳空港 |  |  3.1km |  160 円 |  円 |  160円 |  ｋｍ |  円 | 31,890円 |  490円 |  日 |  円 |  1日 | 17,000円 |  49,540円 |
|  | 新千歳空港 | 札幌 | 札幌 | 46.6km | 1,070円 |  | 1,070円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  1,070円 |
|  26.7.4 | 札幌 | 新千歳空港 |  |  46.6km | 1,070円 |  | 1,070円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  1,070円 |
|  | 新千歳空港 | 東京 |  |  3.1km |  160 円 |  円 |  160円 |  ｋｍ |  円 | 31,890円 |  490円 |  | 東京モノ | レール |  |  32,540円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  東京駅～浜 | 松町ＪＲ |  | 通常期 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　計 |  |  |  2,460円 |  |  | 63,780円 | 980円 |  |  |  | 17,000円 |  84,220円 |
| 支　給　額 | 税　　額 | 差　引　額 |  上記の金額を領収しました。 　　 　　　　年　　月　　日 氏　名 　　　 ㊞ | 備考 | ｛列　車｝ |
| (現金支給の場合)84,220円 | 8,598円(総額の10.21％を源泉) | 75,622円 |  |  | 往：通常期 繁忙期 閑散期復：通常期 繁忙期 閑散期 |
|  |
|  |
|  |
| ｛航空便｝ |
| （航空券現物渡しの場合)20,440円※航空券領収書及び搭乗券半券添付 | 2,086円(切符以外の10.21％源泉) | 18,354円 |
|  |  | 往：通常期 多客期 復：通常期 多客期  |
|  |
|  |
|  |

（注１）本様式は、使途に従い不要の文字は抹消して使用してください。

（注２）個人払いについては、謝金支出対象者に旅費を支給する場合は、謝金と旅費の合計額に対して源泉徴収を行ってください。ただし、徴収義務の有無や税率については、

 所管の税務署に確認し、指示に従ってください。また、復興特別所得税の徴収にも留意してください。＜参考様式１１＞

旅費領収書（旅費明細書）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  補助事業者の名称 | 領収者の所属団体等名称 | 役　職（又 は 職 業） | 氏　　　　　　　　名 |  |
|  |  | 　 　 殿 |
| 年月日 | 出発駅 | 到着駅 | 宿泊地 | 鉄　　　　道　　　　賃 | 船　　　賃 | 航空賃 | 車 賃 | 日　　　当 | 宿　泊　料 | 計 |
| 路　程 | 運　賃 | 特急料金 | 計 | 路　程 | 運　賃 | 実費額 | 日 数 | 定 額 | 夜 数 | 定 額 |
|  |  |  |  |  ｋｍ |  円 |  円 |  円 |  ｋｍ |  円 |  円 |  円 |  日 |  円 |  　日 |  円 |  円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  円 |
| 支　給　額 | 税　　額 | 差　引　額 |  上記の金額を領収しました。 　　 　　　　年　　月　　日 氏　名 　　 ㊞　　　※明細書の場合は、補助事業者名 | 備考 | ｛列　車｝ |
|  |  |  |  |  | 往：通常期 繁忙期 閑散期復：通常期 繁忙期 閑散期 |
|  |
|  |
|  |
| ｛航空便｝ |
|  |  | 往：通常期 多客期 復：通常期 多客期  |
|  |
|  |
|  |

（注）個人払については、謝金支出対象者に旅費を支給する場合は、謝金と旅費の合計額に対して源泉徴収を行ってください。ただし、徴収義務の有無や税率については、所管の税務署に確認し、指示に従ってください。また、復興特別所得税の徴収にも留意してください。

＜参考様式１２＞

　　年　　月　　日

補助事業者名　　御中

○ ○ ○ ○

宿　泊　証　明　書

【宿泊施設名】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　下記のとおり宿泊したことを証明致します。

記

　　　　　　１．宿泊日　　○○○○年○○月○○日（○）

　　　　　　２．宿泊者　　○　○　○　○

（注１）複数が同じ宿泊施設に同日に宿泊した場合は、連名も可能です。

（注２）宿泊先の領収書を添付することでも可能です。

＜参考様式１３＞

（例）現金支払の場合

　　※　振込の場合は明細の添付があれば不要

領 　収 　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  住　所 ○○県○○市○○町○○－○○－○○ 　　　 全　国　一　郎 殿 | ※源泉（復興特別所得税含む） １０．２１％ |
|  支　給　額 |  ４０，０００ 円 | 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る専門家謝金 |
|  税　　　額 |  ４，０８４ 円 |
|  差引支給額 |  ３５，９１６ 円 |

 　　 上記金額領収しました。 　　　　年　　月　　日

 　　 　 ご自宅住所 〒○○○－○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　○○県○○市○○町○○－○○－○○

 　　　 氏　　　名　　　　　　　　　　全　国　一　郎 ㊞

 　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名　　御中

＜参考様式１３＞

領　 収 　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  住　所 殿 |  |
| 支　給　額 |  円 |  |
| 税　　　額 |  円 |
| 差引支給額 |  円 |

 　　 上記金額領収しました。 　　　　年　　月　　日

ご自宅住所 〒

氏　　　名　　　　　 　 ㊞

 　　 補助事業者名 　御中

＜参考様式１４＞

アルバイト契約書（又は覚書）

　○○○を甲とし、○○○を乙として、嘱託に関して次の通り、契約を締結する。

第１条　甲は、乙に次の業務を委嘱する。

　　　　甲が実施する「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」に関する○○○○○○業務

第２条 甲が乙に委嘱する期間は、次の通りとする。

 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

第３条　乙の嘱託料は次の通りとする。

（１）１時間当たり○○○○円。ただし、１日当たり７，５００円を限度とする。

（２）賞与、時間外手当、退職金は支給しない。

第４条　甲は、乙に対し、毎月末日に「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」に従事した当月日数分の嘱託料を乙の指定する銀行口座に払い込むこととする。

第５条　乙の勤務場所、勤務日時等は、甲、乙協議して決定する。

第６条　この契約期間中の甲及び乙がこの契約を取りやめたい理由が生じた時は、甲、乙協議のうえ、決定する。

第７条　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

　以上の通り契約書を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各１通を保有する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職及び氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

＜参考様式１５＞

パート・アルバイト出勤簿及び業務内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出勤日・時間 | 印 | 主　な　業　務　内　容（詳細に記入すること） |
| 月 | 日 | 曜日 | 時　間 | 実働時間 |
|  | １ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ３ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ４ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ５ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ６ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ７ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ８ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ９ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| １０ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| １１ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| １２ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| １３ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| １４ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| １５ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| １６ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| １７ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| １８ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| １９ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２０ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２１ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２２ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２３ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２４ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２５ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２６ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２７ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２８ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ２９ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ３０ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |
| ３１ |  |  時 分～ 時 分 |  |  |  |

（氏名）　　　　　　　　印　　（住所）

上記のとおり勤務したことに相違ありません。

　　　　　　　年　　　月　　　日　　補助事業者名

責任者役職及び氏名　　　　　　　　　㊞

＜参考様式１６＞

　　　年　　月　　日

**受付番号：**

栃木県地域事務局

代表者　齋藤　高藏 殿

 　　 申請者住所（郵便番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（本社所在地）

 　　 氏　　　名（会社名）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡担当者（職名及び氏名）

 　　 電話番号

 　　 　ＦＡＸ

 　　 　Ｅ－mail

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新補助金

社名（所在地）等変更届出書

　このたび、社名（所在地）等を下記のとおり変更したので届け出ます。

記

１．変更事項　　　　　　社名の変更

２．変更前　　　　　　　○△工業有限会社

３．変更後　　　　　　　□△工業株式会社

（注１）事前に地域事務局と協議し、変更後ただちに提出してください。

（注２）登記事項証明書等の写しを添付してください。

＜参考様式１７＞

　【元帳　記入例】

**補助事業者のみなさまへ**

　　中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金、以下「補助金」という。）は、以下の法律や規程のもとに運営されております。

　・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年法律第１７９号）（以下「適

正化法」という。）

　・「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱」（平成２５年２月２８日　２０１３０２２７財中第８号）

　・「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金実施要領」（平成２５年２月２８日　２０１３０２２７財中第１０号。以下「実施要領」という。）

・「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金交付規程」（平成２６年２月１７日第304-1号。以下「交付規程」という。）

等

　私どもでは、補助事業者のみなさまが事業を適正に遂行されますよう、これら規程等を補助事業者用に編集し、本紙「補助事業の手引き（以下「手引き」という。）」としてまとめました。

経理担当者・補助事業従事担当者は、「手引き」を熟読された上で補助事業に臨まれるようお願いいたします。

　本事業は経済産業省が定めたものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱第３条に基づき国からの補助金を受けて造成された基金から、試作品等の開発と設備投資等の支援を行います。よって、補助事業終了後、会計検査院による会計実地検査が実施されることがあります。

　ルールを守って適正に事業を遂行していただければ何ら問題はありませんが、検査の際に違反行為が発覚した場合には、加算金を付した上、補助金の返還等の措置がなされるとともに、不正を行った企業名が公表されます。さらに、悪質性が認められた場合、検察に告発されることとなります。

　事業者のみなさまにおかれましては「手引き」にあるルールを遵守していただき、特に以下の４点に留意してください。なお、補助事業を行うにあたり、ご不明な点が出てきた場合については栃木県地域事務局担当者に必ずお問い合わせくださいますようお願いいたします。

①　事業計画に沿った補助事業の遂行

 ②　計画変更の際の栃木県地域事務局担当者への早めの相談

　　　　　（計画の変更には購入物件の変更、追加も含みます）

 ③　補助対象物件・書類（伝票等）の適切な管理

 ④　申請書・報告書類の迅速な提出